

特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について

平成29年4月26日

原子力規制庁

1. 経緯

特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）に係る設置変更については、関西電力(株)高浜発電所3・4号炉及び九州電力(株)川内原子力発電所1・2号炉について、それぞれ平成28年9月21日及び平成29年4月5日に許可した。

今後、特重施設に係る工事計画認可申請書の提出が見込まれることから、特重施設に係る工事計画の審査の進め方についての対応方針を検討する。

2. 対応方針（案）

(1) 申請書の公表について

特重施設の審査については、その透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮する必要がある。平成28年8月2日の原子力規制委員会資料「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」において、特重施設及びそれを構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する情報は情報公開法第5条に基づく不開示情報として扱うこととされており、特重施設に係る工事計画認可申請書についても、同方針の下、非公開とすべき情報を不開示とする必要がある。

特重施設に係る工事計画認可申請書は、詳細設計として個別機器の名称、設置場所、仕様及び構造評価等に関するものが主であることから申請書の多くの部分が不開示情報となることや審査を踏まえ申請書の補正が見込まれることに鑑み、申請書の公表については、認可するか否かの処分後に、補正後の最終的な申請書をマスキング等の必要な処理を施した上で、公表することとする。

(2) 審査方法について

特重施設に係る工事計画の審査は、他の新規制基準適合性に係る工事計画の審査と同様に、基本的に事務局ヒアリングにおいて実施する。また、審査の状況を踏まえ、必要に応じて、審査会合を実施する。

なお、審査内容が、主に不開示情報となる具体的な設備の仕様、配置場所、構造評価等に関するものになることから、事務局ヒアリング及びその審査資料は非公開とし、議事要旨のみ公開することとする。また、審査会合及びその審査資料についても、原則非公開とし、その場合は議事要旨のみ公開することとする。